

令和6年度答申第1号
令和6年10月23日

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会
会長 後藤仁哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成31年4月24日付け松教生企第29号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答　申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会が行った本件処分は妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年1月15日付け公文書開示請求書により、「〇〇〇弁護士と松戸市や松戸市教育委員会や松戸市立学校やそれらの出先機関や松戸市職員等との関係がわかる文書一切。」(以下「開示請求文書」という。)について、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。
- (2) 本件開示請求に対して、平成31年1月29日付け公文書一部開示決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年2月15日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年6月4日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、〇〇〇〇の自宅の住所を除いて、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたものでなくされているとは到底考えられない。

本件非開示箇所は、〇〇〇〇の自宅の住所を除いていずれも、条例第7条第2号にも第3号アにも第4号にも全て該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書全てに該当する。

たとえば、経歴については、公務員等としての経歴であれば条例第7条第2号ただし書ウに該当し、公になっているものであれば、同号ただし書アに該当する。また、公的な立場の者であれば、有識者としての委員になっている以上、有識者であることを裏付ける経歴部分を説明責任があるとして、同号ただし書アに該当する。

関わった事件（裁判関係）、相談事例については、抽象的、概括的に記載され、また、専門性を基礎付けるアピールとして記載されたものであり、法律事務所のホームページ等で公表している弁護士もいる。そのような性質の情報は、開示したとしても、正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

他の印影は開示しているにもかかわらず、弁護士の印影のみを非開示とする理由はない。

本件処分には文書の件名の記載や理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項及び第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分機関の説明要旨

処分機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 文書の特定について

開示請求文書について、特定した文書は、本件処分決定通知書別紙のとおりである。

イ 非開示理由について

(ア) 弁護士の住所等について

弁護士の住所、生年月日、年齢、電話番号、メールアドレス等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に該当する。

(イ) 弁護士の印影について

弁護士の印影は、これを公にすることにより、偽造により悪用されるおそれがあり、当該事業者の正当な利益が害されるおそれがある

ことから、条例第7条第3号アに該当する。また、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、条例第7条第4号にも該当する。

(ウ) 弁護士の経歴について

弁護士が関わった事件や相談事例は、事業活動に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の正当な利益が害されるおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当する。また、これらの情報については、ホームページで公表されていないことから、公にされているものではない。

ウ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 弁護士の個人情報について

ア 条例第7条第2号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報について非開示としている。

ここで「個人に関する情報」とは、広く個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である氏名、住所、生年月日のほか、特定の個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報である、個人の内心、身体、身分、地位等、個人に関する情報全般をいうと解する。そして、個人に関する情報全般には、個人の人格に関する情報、個人の私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人に関する評価の情報等、個人との関連性を有するすべての情報が該当する。

本件処分で非開示とされた生年月日、年齢、電話番号、メールアドレスは、まさに個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが認められることから、条例第7条第2号で非開示となる個人情報に該当する。

イ 審査請求人は、反論書において、弁護士の電話番号等がホームページで公開されていれば条例第7条第2号ただし書アに該当する旨主張している。

条例第3条において、「実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している趣旨に鑑みると、個人のプライバシーについて、最大限保護する必要性が認められる。しかしながら、公開されている情報については、本人が積極的に当該情報を公開する意思が認められる、あるいは、本人がその事項については情報を秘匿する権利を放棄したと認められ、公開することが妨げられないことから、条例第7条2号ただし書アにおいて非開示の対象外としている。

弁護士は、その職務の公共性から、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に事務所の所在地（電話番号、FAX番号は任意）等を登録しなければならず、日本弁護士連合会の規則により、事務所の所在地等の公開が規定されている。〇〇〇〇弁護士の事務所の所在地、電話番号、FAX番号については、日本弁護士連合会のホームページで確認され、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきであるが、それ以外の情報については、非開示とすべきである。

(2) 弁護士の印影について

ア 条例第7条第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、公にすることにより、法人等の正当な権利利益が害されることのないよう、非開示としている。そして、同号アにより、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が非開示の対象となる。

イ 条例第7条第3号アは、事業を営む個人の当該事業に関する権利なし利益を適切に保護する必要があることに鑑み、開示された場合には事業を営むに当たっての正当な利益等を害することとなるような情報を開示しないこととしたものと解される。すると、同号アの非開示情報に該当するというためには、主観的に他人に知られたくない情報であるというのみでは足りず、情報を開示することにより、当該事業を営む個

人の権利ないし正当な利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解される。そして、かかるおそれが客観的に認められるというためには、上記の権利ないし正当な利益が害されることの單なる可能性があるというのみでは足りず、権利ないし正当な利益を害されることの相当の蓋然性があることが求められるというべきである。

弁護士の職印は、訴訟の当事者からの依頼等により、弁護士としての資格に基づき、訴訟事件の手続についての代理業務のほか、一般の法律事務を行うに当たって作成する文書に押捺されるものであることは、広く知られたところであり、その印影は、当該文書が当該弁護士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえる。そして、弁護士の職印により顕出された印影については、法人の事業の遂行に当たり契約書の作成等に用いられる印章によるそれに類する社会生活上の重要性を有するものといえ、これが広く開示されると、これを用いて文書の偽造がされることなどにより、当該弁護士の権利ないし正当な利益が害される相当の蓋然性があるということができる。(平成22年1月15日 東京地方裁判所 平成21年(行ウ)第439号 弁護士印影非公開処分取消請求事件に同旨。)

ウ したがって、弁護士の印影は、条例第7条第3号アにより非開示となると解する。

なお、審査請求人は、反論書において、開示されている大学教授やその他の公務員の印影についても同様の危険がある旨主張しているが、本件処分において開示されているのは、職務上押印された公務員の決裁印であり、条例において開示の対象となっているものである。

(3) 弁護士の経歴について

ア 弁護士の経歴についても、前述の5(1)で述べたとおり、個人情報に該当し、条例第7条第2号により非開示となる。

イ この点、審査請求人は、〇〇弁護士が公務員であった過去の経歴は、条例第7条第2号ただし書ウに該当するため、開示すべきと主張している。

条例第7条第2号ただし書ウは、公文書には公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程や結果が記録されていることが多く、市の諸活動を説明する責務を全うするという観点から、例外的に行行為の主体たる公

務員の個人情報の開示を認めたものである。とすると、公務員という一事をもって公開が認められるものではなく、職務遂行活動として記載されているかどうか、文書の内容に照らして判断する必要がある。本件において、〇〇弁護士が過去に公務員であった事実は単なる身分上の情報であり、職務遂行情報には該当しないことから、条例第7条第2号ただし書ウには該当せず、非開示となる。

ウ また、審査請求人は、反論書において、「弁護士が関わった事件や相談事例とされる情報は、行政の顧問弁護士として相応しく有益で十分な資質を持った弁護士か否かを主権者が判断することができるようにするためにも、必要な情報であり、これらを開示」すべきと主張している。

しかし、個人情報保護の趣旨に鑑みると、個人情報の開示が認められる場面は、権利保護の観点からなるべく限定的に解すべきであり、条例第7条第2号ただし書に該当する場合に限定されるべきである。

当審査会において、インカメラ審理を行うとともにホームページ等を確認したが、〇〇〇〇弁護士の経歴や関わった事件については公表されていないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、審査請求人が主張する内容は、同条第2号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件処分における弁護士の経歴については、非開示となる。

(4) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならぬ。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書一部開示決定通知書の別紙において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(5) 文書の不存在について

処分庁は、特定した文書以外について対象文書は存在しない旨を説明している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取とともにインカメラ審理を行い、審査請求人が主張するその他の文書について特定した文書以外の文書の存在について確認したところ、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(6) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和31年 4月24日	諮問書の受理
令和 6年 5月 8日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 6年 6月20日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 6年 7月25日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 6年 9月27日	第4回審査会（審議）
令和 6年10月23日	第5回審査会（審議）